平成２１年（フ）第２４６号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4669番地１、前住所宮崎県都城市一万城町68号７番地
債務者　永山　裕子（旧姓山之内）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２４７号
宮崎県都城市山田町中霧島2962番地
債務者　黒木　孝明
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２５９号
宮崎県都城市都北町5518番地２　Ｙ・プロスペール２・203号
債務者　眞方めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１５５号
宮城県柴田郡大河原町字新南64番地５―205号
債務者　大沼　定子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１５９号
宮城県柴田郡大河原町字新東14番地13
債務者　佐藤健太郎
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４０９号
長野市松代町岩野98番地、前住所長野市若里５丁目３番７号
債務者　市川　博一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
長野市松代町岩野98番地、前住所長野市若里５丁目３番７号
債務者　市川　要子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
長野県中野市大字吉田1360番地１松川団地Ｃ―305
債務者　木内　　哲
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
長野市川合新田157―５、住民票上の住所長野市三輪９丁目27番12号
債務者　西爪　雅人
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
長野県中野市大字小田中1005番地27号
債務者　西澤　茂子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
長野市大字上駒沢133番地２　駒沢新町団地Ａ５―13
債務者　関口　友子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
長野県松本市村井町北２丁目10番52号、旧住居表示長野県松本市大字芳川村井町831番地10
債務者　大谷　　進
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２２号
長野県塩尻市大門二番町６―14　津田住宅Ａ号、住民票上の住所長野県諏訪市大手１丁目12番５号
債務者　金澤　修一
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７２号
長野県岡谷市長地権現町３丁目２番23号　フレグランスアップルＡ―203
債務者　勝野　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１０４号
長野県諏訪市大字豊田3634番地１　ハイツ伊藤201号、前住所愛知県小牧市外堀２丁目240番地　コーポＹ・Ｉ102号
債務者　安田　義文
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１１３号
長野県岡谷市東銀座１丁目１番９号　ヴィラールＭＫ405号室、前住所茨城県日立市かみあい町３丁目21番７号
債務者　笠原　英樹
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第１２６号
長野県諏訪市高島１丁目14番７号　高島荘203
債務者　田中　健造
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部